

2022年6月20日

各 位

インフラファンド発行者名
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
代表者名 執行役員 藤原 勝
(コード番号 9283、インフラファンド市場)

管理会社名
アールジェイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 勝
問合せ先 代表取締役社長 藤原 勝
TEL:03-5510-8886

(変更)「合同会社アールジェイ7号による日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
(証券コード9283)投資口に対する公開買付けに関する
賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が2022年6月16日付で公表いたしました「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の資産運用会社グループによるカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人と本投資法人の合併に向けた提案に関するお知らせ」及び同月17日付で公表いたしました「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の資産運用会社グループによる2022年6月13日付「御提案書」に対する本特別委員会の回答に関するお知らせ」に記載のとおり、本投資法人は、2022年6月13日に、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社及びカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社から、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人と本投資法人の合併に向けた提案を受領しております。

本投資法人は、かかる提案を受領したことを受け、同月20日開催の本投資法人役員会において、かかる提案の内容について慎重に協議・検討を行い、引き続き本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしましたので、お知らせいたします。これに伴い、本投資法人が2022年5月12日付で公表いたしました「合同会社アールジェイ7号による日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(証券コード9283)投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由

【変更前】

<前略>

こうした判断のもと、本投資法人は、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、マクサスによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格平均法、DCF法、DDM及び修正純資産法による投資口価値算定結果のレンジの上限を上回っており、かつ、類似投資法人比較法による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格に係るプレミアムの水準は、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、

同日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。なお、当該本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

【変更後】

<前略>

こうした判断のもと、本投資法人は、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、マクサスによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格平均法、DCF法、DDM及び修正純資産法による投資口価値算定結果のレンジの上限を上回っており、かつ、類似投資法人比較法による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格に係るプレミアムの水準は、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、同日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。なお、当該本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

その後、本投資法人役員会及び本特別委員会は、2022年6月13日、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社及びカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（以下「CS」と総称します。）から「御提案書」と題する書簡を受領し、同書簡において、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「CS投資法人」といいます。）と本投資法人の合併に向けた提案（以下「提案（CS）」といいます。）を受けました。なお、提案（CS）の内容の詳細及び本特別委員会からの回答については、CS投資法人が同月16日付で公表した「本投資法人の資産運用会社グループによる日本再生可能エネルギーインフラ投資法人と本投資法人との合併に向けた提案に関するお知らせ」と題するプレスリリース（以下「CSプレスリリース」といいます。）及び本投資法人が同月17日付で公表した「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の資産運用会社グループによる2022年6月13日付「御提案書」に対する本特別委員会の回答に関するお知らせ」をご参照ください。その後、本特別委員会は、同月20日、CSから本特別委員会による上記回答に対する返答を受領し、同日、CSに対して、かかる返答に対する再回答を送付しました。CSからの返答の詳細及び本特別委員会からの再回答の詳細については、CS投資法人が同日付で公表した「特別委員会の回答に対する本投資法人の資産運用グループの回答のお知らせ」と題するプレスリリース及び本投資法人が同日付で公表した「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の資産運用会社グループによる2022年6月20日付「ご返答」に対する本特別委員会の回答に関するお知らせ」をご参照ください。

本特別委員会は、上記書簡受領後速やかに、マクサスから受けた財務的見地からの助言及び西村あさひ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、提案（CS）の内容について検討を開始し、同月20日、委員全員の一致で、大要以下の判断に至り、同日、その旨を本投資法人役員会に対して報告しました。

- 2022年6月20日現在において、本投資法人投資口1口当たりCS投資法人投資口0.86口以上という、提案（CS）における合併比率を含む提案（CS）の諸条件は、提案（CS）に記載されるシナジーの実現には不確実性があることも踏まえ、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件を明らかに上回るとは判断できないこと
- 以下の四点が提案（CS）の前提条件とされており、また、その他提案（CS）の実行には不確実性があり、本公開買付けに比して取引実行の蓋然性が高

くないこと

- (i) 本公開買付けが不成立となること
 - (ii) デュー・ディリジェンスにおいて、本投資法人の保有資産、運営管理及び賃貸借契約等に関して、合併に重大な悪影響を与える事象が検出されないこと
 - (iii) 合併に係る関係当局・証券取引所の承認が得られること
 - (iv) CSにおける社内規程において要するカナディアン・ソーラー・インクの機関決定が得られること
- したがって、同日現在において、本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであるか否かという観点から、本取引は是認することができるものであり、本投資法人が本公開買付けに賛同の意見を表明し、投資主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当である旨の本答申書の内容を変更する必要はないこと

以上を踏まえ、本投資法人は、同日開催の本投資法人役員会において、マクサスから受けた財務的見地からの助言及び西村あさひ法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会の意見を最大限尊重しながら、提案（CS）の内容について慎重に協議・検討を行い、同日現在において、引き続き本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。なお、当該本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

③ 本投資法人における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
【変更前】

<前略>

以上のとおり、本取引は本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであり、本取引の目的は合理性を有すると考えられ、また、本取引に係る手続は公正なものであり、かつ、本取引の取引条件は妥当なものであると考えられる。したがって、本特別委員会は、本投資法人役員会が本公開買付けに賛同意見を表明し、また、本投資法人の投資主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると判断するに至った。

【変更後】

<前略>

以上のとおり、本取引は本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであり、本取引の目的は合理性を有すると考えられ、また、本取引に係る手続は公正なものであり、かつ、本取引の取引条件は妥当なものであると考えられる。したがって、本特別委員会は、本投資法人役員会が本公開買付けに賛同意見を表明し、また、本投資法人の投資主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると判断するに至った。

なお、本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2022年6月20日開催の本特別委員会において、提案（CS）を受け、本答申書の内容を変更する必要があるかについて協議・検討したところ、委員全員の一致で、本答申書の内容を変更する必要はない旨の判断をするに至り、同日、その旨を本投資法人役員会に報告しました。本特別委員会の当該判断の理由は上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認

【変更前】

<前略>

その結果、本投資法人は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」のとおり、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、非公開化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付け価格は、マクサスによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格平均法、DCF法、DDM及び修正純資産法による投資口価値算定結果のレンジの上限又は値を上回っており、かつ、類似投資法人比較法による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付け価格に係るプレミアムの水準は、本公開買付け価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の役員会において、審議及び決議に参加した本投資法人の役員の全員一致（本投資法人の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である藤原勝氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、本投資法人の執行役員である藤原勝氏は、公開買付者の親会社の子会社である本資産運用会社の代表取締役社長を兼任しているため、利益相反防止の観点から、本投資法人役員会における本取引に係る審議及び決議に参加しておらず、また、本投資法人の立場で公開買付者との本取引の協議・交渉に参加しておりません。

【変更後】

<前略>

その結果、本投資法人は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」のとおり、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、非公開化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付け価格は、マクサスによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格平均法、DCF法、DDM及び修正純資産法による投資口価値算定結果のレンジの上限又は値を上回っており、かつ、類似投資法人比較法による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付け価格に係るプレミアムの水準は、本公開買付け価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2022年5月12日開催の役員会において、審議及び決議に参加した本投資法人の役員の全員一致（本投資法人の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である藤原勝氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、本投資法人は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2022年6月20日開催の本投資法人役員会において、審議及び決議に参加した本投資法人の役員の全員一致（本投資法人の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である藤原勝氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、引き続き本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、本投資法人の執行役員である藤原勝氏は、公開買付者の親会社の子会社である本資産運用会社の代表取締役社長を兼任しているため、利益相反防止の観点から、本投資法人役員会における本取引に係る審議及び決議並びに本投資法人の立場での公開買付者との本取引の協議・交渉に参加しておらず、また、本投資法人役員会における提案(CS)に係る審議及び決議に参加しておりません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.rjif.co.jp/>